

【県外・家計急変申請】令和8年度 高校生等奨学給付金 申請手続きのご案内

家計急変により保護者等の収入が減少し、奨学給付金の給付対象世帯に相当すると認められる世帯に対して、通常期申請の給付額に反映されるまでの間、家計急変世帯への支援として「奨学給付金」の支給を実施しています。受給を希望される方は、申請書等に必要事項を記入し、確認書類を添えて期限までにご提出ください。

1. 家計急変申請について（専攻科除く）

支給対象要件 (すべて該当)	・ 令和8年7月1日現在、国公立高等学校等に在学している生徒がいる世帯。 ・ 令和8年7月1日現在、保護者等が秋田県に住所を有していること。 ・ 生活保護（生業扶助）を受給していないこと。 ・ 家計急変理由により、保護者等全員の令和8年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が182,500円未満世帯相当であると認められること。 【家計急変の事由】 勤務先の経営悪化による解雇、自営業の廃業、災害被災、離婚、傷病等。 ※災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象となりません。 ※詳細については、お問い合わせください。 【高校生等の国籍・在留資格】 通常期申請と同じです。 （保護者等の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が「非課税世帯相当」の場合を除く）																
給付額（年額） ※返還不要 令和8年度 対象世帯を拡充	<table><tr><th>対象世帯</th><th>全日制等</th><th>通信制</th></tr><tr><td>保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税世帯相当</td><td>¥143,700</td><td>¥50,500</td></tr><tr><td>保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額105,500円未満世帯相当</td><td>¥47,900</td><td>¥16,830</td></tr><tr><td>保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額182,500円未満世帯相当</td><td>¥35,930</td><td>¥12,630</td></tr></table> ※7月2日以降に家計急変した場合は、原則として、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額が給付されます。その場合、申請のあった月の翌月（家計急変した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在の状況により判断します。	対象世帯	全日制等	通信制	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税世帯相当	¥143,700	¥50,500	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額105,500円未満世帯相当	¥47,900	¥16,830	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額182,500円未満世帯相当	¥35,930	¥12,630				
対象世帯	全日制等	通信制															
保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税世帯相当	¥143,700	¥50,500															
保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額105,500円未満世帯相当	¥47,900	¥16,830															
保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額182,500円未満世帯相当	¥35,930	¥12,630															
収入基準について	提出された確認書類から、家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、判断します。 【家計急変の目安】 【非課税世帯相当】 <table><tr><th>世帯構成</th><th>2人世帯（ひとり親）</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th></tr><tr><td>世帯の年収見込額</td><td>2,044,000円未満</td><td>2,216,000円未満</td><td>2,716,000円未満</td></tr><tr><th>世帯構成</th><th>5人世帯</th><th>6人世帯</th><th>7人世帯</th></tr><tr><td>世帯の年収見込額</td><td>3,216,000円未満</td><td>3,704,000円未満</td><td>4,140,000円未満</td></tr></table> ※上の例に該当しない場合は、個別に確認します。 ※年収見込額には退職金、失業手当は含めません。 【道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満世帯相当】 年収目安 約270万円～380万円 【道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が182,500円未満世帯相当】 年収目安 約380万円～490万円 ※道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が100円以上182,500円未満世帯相当の区分は、就学支援金【新制度】又は学び直し支援金【新制度】の受給資格を有する方のみが対象です。 ※年収目安は、両親の一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯の例です。 記載の年収はあくまで目安であり、実際の状況等により異なるため、年収が490万円以上でも対象となる場合があります。	世帯構成	2人世帯（ひとり親）	3人世帯	4人世帯	世帯の年収見込額	2,044,000円未満	2,216,000円未満	2,716,000円未満	世帯構成	5人世帯	6人世帯	7人世帯	世帯の年収見込額	3,216,000円未満	3,704,000円未満	4,140,000円未満
世帯構成	2人世帯（ひとり親）	3人世帯	4人世帯														
世帯の年収見込額	2,044,000円未満	2,216,000円未満	2,716,000円未満														
世帯構成	5人世帯	6人世帯	7人世帯														
世帯の年収見込額	3,216,000円未満	3,704,000円未満	4,140,000円未満														

提出書類 (家計急変申請)	1. 高校生等奨学給付金受給申請書（様式 1 - 1 ～ 3（その 3）） 2. 家計急変の発生事由がわかる書類 離職票、雇用保険受給資格証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出 等 3. 家計急変前と家計急変後の収入がわかる書類（保護者全員分） 家計急変前・課税証明書等 令和 8 年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかるもの（課税証明書、非課税証明書、市町村民税・道府県民税等特別徴収税額等の決定通知書の写し等） 家計急変後・会社作成の給与見込証明書（証明書が提出できない場合は、直近の給与明細の写し（3 ヶ月分））、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等 4. 在学証明書（様式 2 又は学校所定の様式） 在籍している学校から証明を受けてください。※基準日（令和 8 年 7 月 1 日） ※ 7 月 2 日以降に家計急変した場合は、申請のあった月の翌月（家計急変した日が月の初日の場合は、申請のあった月）の 1 日 5. 高校生等の国籍・在留資格を確認できる書類 ・日本国籍の生徒については、<u>住民票の写し（原本）※コピー不可。</u> <u>（生徒本人の本籍と保護者の住所の記載のある住民票の写し。）</u> ・外国籍の生徒については<u>在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し又は住民票の写し（原本。コピー不可。国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの）</u> ※在留資格が「家族滞在」の場合は、上記の書類に小・中学校の<u>卒業証書の写し又は卒業証明書を追加して提出してください。</u> 6. 【該当者のみ】扶養誓約書 ※親権者がいない場合で、他の者の収入により生計を維持している場合。 7. 振込口座届（様式 10） 振込口座の通帳・キャッシュカードの写し（金融機関・店名・口座番号・口座名義が確認できるもの）※申請者（保護者等）本人名義のものに限ります。
申請方法 申請期限 提出先 問合せ窓口	申請方法：申請書に必要事項を記入し、確認書類を添えて次の送付先に郵送または持参してください。提出書類等が不明な場合は、お問い合わせください。 提出期限：令和 8 年 9 月 30 日（水）必着 提出先：〒010-8580 秋田県秋田市山王三丁目 1 - 1 秋田県教育庁高校教育課 調整・企画チーム 奨学給付金担当 問合せ窓口：秋田県庁第二庁舎 7 階 秋田県教育庁高校教育課 調整・企画チーム TEL 018-860-5161 平日 8:30～17:00 （提出期限後に家計が急変したことにより申請を希望する場合） 提出期限：最終の提出締切日は、令和 8 年 12 月 25 日（金）必着（随時受付）
給付方法等	給付が決定した場合には、届けのあった口座に振り込みます。 審査結果（支給・不支給）と給付金の支給日は、書面により通知します。

2. その他

- 確認のため、上記書類のほかに提出をお願いする場合があります。
- 奨学給付金の対象世帯で、着用を義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度購入が必要な場合は、加算額支給の対象となる可能性がありますので、ご相談ください。
- 秋田県高校生等奨学給付金には他の奨学金・給付金との併給に関する制限はありませんが、秋田県高校生等奨学給付金を受給することによって他の奨学金・給付金を受給できなくなる場合がありますので、ご注意ください。